

第5 第6条

(一商標一出願)

第六条 商標登録出願は、商標の使用をする一又は二以上の商品又は役務を指定して、商標ごとにしなければならない。

2 前項の指定は、政令で定める商品及び役務の区分に従ってしなければならない。

3 前項の商品及び役務の区分は、商品又は役務の類似の範囲を定めるものではない。

1. 一商標一出願について

一つの商標登録出願では、「商標ごとにしなければならない」ことから、複数の商標を出願したと認められる場合は、第6条第1項の要件を具備しないものとする。

2. 第6条第1項の要件を具備しない場合

(1) 指定商品又は指定役務の記載は、省令別表(商標法施行規則第6条)及び類似商品・役務審査基準に掲載されている商品又は役務の表示など、その商品又は役務の内容及び範囲が明確に把握できるものでなければならず、指定商品又は指定役務の表示が不明確なときは、第6条第1項の要件を具備しないものとして、拒絶の理由を通知する。

(例) 第29類「食肉，その他本類に属する商品」

第39類「貨物車による輸送，その他本類に属する役務」

(2) 指定商品又は指定役務の表示中に、特定の商品又は役務を表すものとして登録商標が用いられている場合は、第6条第1項の要件を具備しないものとして、拒絶の理由を通知する。

3. 第6条第2項の要件を具備しない場合

指定商品又は指定役務の表示は明確であるが、政令(商標法施行令第2条)で定める商品及び役務の区分に従っていないときは、第6条第2項の要件を具備しないものとして、拒絶の理由を通知する。

(例) 第9類「時計」

この場合は、「第14類 時計」と補正することができる。

第36類「職業のあっせん」

この場合は、「第35類 職業のあっせん」と補正することができる。

(例) 第16類「雑誌, 雑誌による広告」

この場合は、第16類「雑誌」、第35類「雑誌による広告」と補正することができる。

4. 第6条第1項及び第2項の要件を具備しない場合

指定商品又は指定役務の表示が不明確で、かつ、政令で定める商品及び役務の区分に従ったものと判断できないときは、第6条第1項及び第2項の要件を具備しないものとして、拒絶の理由を通知する。

(例1) 複数の区分に属する可能性のある商品又は役務を以下のような表示をもって指定商品又は指定役務とするもの。

第10類「衛生マスク及びその類似商品」

第40類「廃棄物の処理及びその関連役務」

(解説) 「その類似商品」、「その関連役務」の表示は、複数の区分に属する可能性があり、不明確である。

第7類「機械器具」

(解説) 「機械器具」の表示は、例えば、第10類「医療用機械器具」や第11類「冷凍機械器具」等も考えられるため、不明確である。

第37類「機械器具の貸与」

(解説) 「機械器具の貸与」の表示は、例えば、第39類「包装用機械器具の貸与」や第40類「化学機械器具の貸与」等も考えられるため、不明確である。

(例2) 「〇〇〇店」(施設を指称) という表示をもって指定商品又は指定役務とするもの。

第25類「百貨店」

第42類「総合レンタル店」

(例3) 政令別表に掲載されている表示をもって指定商品又は指定役務とするもの。

第12類「乗物その他移動用の装置」

第32類「アルコールを含有しない飲料及びビール」

ただし、政令別表に掲載されている表示と、省令別表に掲載されている商品又は役務の表示とが一致している場合など、商品若しくは役務の内容及び範囲又は帰属する商品及び役務の区分が明確なものはこの限りでない。

5. 手続補正指示について

上記2.(1)及び4.に係る拒絶理由の通知に対し、出願人が指定商品又は指定役務の

説明等を内容とする意見書又は物件提出書を提出した場合は、直ちに拒絶をすることなく、当該意見書又は物件提出書を斟酌し、例えば補正案を示すなど指定商品又は指定役務その他を適切な表示に補正すべきことを指示する(審査官名による手続補正指示)ものとする。

この場合において、出願人が当該手続補正指示に対し何らの対応もしないとき又は的確な補正等を行わないときは、その商標登録出願は、先の拒絶理由に基づき拒絶するものとする。

6. 小売等役務について

小売等役務(小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供)については、次のとおり解するものとする。

- (1) 小売等役務とは、小売又は卸売の業務において行われる総合的なサービス活動(商品の品揃え、陳列、接客サービス等といった最終的に商品の販売により収益をあげるもの)をいうものとする。
- (2) 小売等役務には、小売業の消費者に対する商品の販売行為、卸売業の小売商人に対する商品の販売行為は含まれないものとする。

(注) 以下をクリックすると、商標審査便覧をご覧になれます。

○商標審査便覧

[25.71](#) 国際商標登録出願について「商標の音訳」、「商標の翻訳」又は「商標の記述」についての記載があった場合の取扱い

[28.01](#) 商標法施行規則別表の表示に従っていない役務表示についての取扱い

[46.01](#) 不明確な指定商品又は指定役務の審査に関する運用について

[49.01](#) 立体商標の願書への記載について